

第 3 期 中 期 計 画	第 2 期 中 期 計 画	平 成 25 年 度 計 画	平 成 24 年 度 計 画
<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」(以下「協会」という。)は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成 29 年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成 24 年度)に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費(特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</u></p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」(以下「協会」という。)は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成 24 年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成 19 年度)に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p> <p><u>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成 18 年 12 月 5 日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。</u></p> <p>・ <u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)等に基づき、平成 22 年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合に</u></p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」(以下「協会」という。)は、中期計画に定めた業務の実施について、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 31 条の規定に基づき、平成 25 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。</p> <p>(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。</p> <p>(3) <u>人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組む、その検証及び取組状況を公表する。</u></p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」(以下「協会」という。)は、中期計画に定めた業務の実施について、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 31 条の規定に基づき、平成 24 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。</p> <p>(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。 中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>・ <u>給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組む、その検証結果及び取組状況を公表する。</u></p>

(削除)

契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き一者応札の縮減のため、「1 者応札・1 者応募にかかる改善方策」（平成 21 年 6 月協会決定）に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。

「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。

は給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

・ 平成 20 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。

・ 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

・ 内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。

(4) 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月）を着実に実施し、その取組み状況を公表する。

一般競争入札等の実施に当たっては、「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを行うとともに、一者応札・一者応募の縮減のため、「1 者応札・1 者応募にかかる改善方策」（平成 21 年 6 月協会決定）に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとし、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。

(5) 内部統制・ガバナンス強化については、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、監事の指導も得ながら、定期的な部内連絡会議を実施するなどして、日常的なモニタリングを行うとともに、財務諸表監査の枠

・ 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。

一般競争入札等の実施においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき設置された「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを更に徹底して行う。

なお、「1 者応札・1 者応募」に対しては、公告期間の十分な確保、参加資格の要件緩和などを内容とする「1 者応札・1 者応募にかかる改善方策」（平成 21 年 6 月）に基づいて、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。

・ 内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容や、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアンスの徹底を図る。

<p><u>毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</u></p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を 100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。<u>さらに、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討する。</u></p> <p>これらの事業の実施による効果は、各</p>	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。 <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を 100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各</p>	<p>内における会計監査人からの意見や「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続き<u>内部統制・コンプライアンスの充実・強化</u>を図る。</p> <p>(6) <u>運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</u></p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発に関する事項</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>(7) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間 100 回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>また、これらの事業の実施による効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。 <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発に関する事項</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>(7) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間 100 回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>また、これらの事業の実施による効果</p>
---	---	--	--

都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び新たな指標として各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査等の結果も活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民全体の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に資するものとする。

「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。

都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況（派遣講師等を通じて把握）等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。

「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。

は、事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査の結果を活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に努める。

- (i) 北方領土返還要求全国大会
(2月7日「北方領土の日」開催場所：東京)
- (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等
- (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地（根室市）集会、研修会等
- (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動
- (イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。
- (ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。
- (エ) 以下の会議を招集するとともに、必要に応じ北連協及びその加盟団体等が実施する会議に参加し、今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議する。
 - 都道府県推進委員全国会議（東京／4月）
 - 都道府県民会議代表者全国会議（11月開催予定）
 - ブロック幹事県担当者会議（11月、3月開催予定）

を、事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努めるとともに、啓発事業の効果を把握するための指標については、参加者へのアンケートを通じてその内容の検討を進める。

- (i) 北方領土返還要求全国大会
(2月7日「北方領土の日」開催場所：東京)
- (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等
- (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地（根室市）集会、研修会等
- (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動
- (イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。
- (ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。
- (エ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。
 - 都道府県推進委員全国会議（東京／4月）
 - 都道府県民会議代表者全国会議（11月開催予定）
 - ブロック幹事県担当者会議（11月、3月開催予定）

<p>②青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。</p> <p><u>なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進・支援するなどして、効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促すよう努める。</u></p>	<p>②青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。</p>	<p>○ 県民会議ブロック会議（6ブロック）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(③に移動)</u></p> <p><u>(③に移動)</u></p> <p>(4) 根室地域の啓発施設については、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設定整備等を行う。また、啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。</p> <p>②青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(7) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。</p> <p>従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、内容の充実に努める。</p> <p><u>なお、事業に参加した青少年には、事後活動の結果報告の提出を県民会議に依頼するなどして、事後活動の推進を図るものとする。</u></p>	<p>○ 県民会議ブロック会議（6ブロック）</p> <p>○ <u>北連協代表者会議</u></p> <p>(オ) <u>広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。</u></p> <p><u>(i) 標語募集</u></p> <p><u>(ii) 啓発カレンダーの作成</u></p> <p><u>(iii) 啓発懸垂幕の掲出</u></p> <p><u>(iv) その他啓発効果の高い掲示物による啓発</u></p> <p>(カ) <u>北方領土問題に関する昨今の情勢に鑑み、国民世論の一層の啓発を図る必要があることを踏まえ、国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための「北方領土ふれあい広場」（仮称）を実施する。</u></p> <p>(キ) <u>根室地域の啓発施設のうち、北方館（根室市）及び羅臼国後展望塔（羅臼町）の両施設については、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設定整備等を行う。また、別海北方展望塔（別海町）を含めた3つの啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。</u></p> <p>②青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(7) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。</p> <p>従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、内容の充実に努める。</p>
--	--	---	---

また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、意見を事業に反映させるように努める。

(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努める。

また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。

(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。

また、協会が主催する事業については、アンケートを実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、次年度事業に反映させる。

- 北方少年交流事業（対象：北方領土元居住者の3世等）
 - ・ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等関係大臣に対し、早期解決を訴える。
 - ・ 同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。
- 北方領土問題青少年現地研修会（対象：中学生、高校生／根室市）
- 北方領土問題教育指導者現地研修会（対象：中学校社会科担当教諭等／根室市）
- 北方領土ゼミナール（対象：大学生／根室市）

- 北方領土問題学生研究会（対象：大学生／原則年2回）
- 北方領土問題に関するスピーチコンテスト（対象：中学生）
- えとぴりか巡回研修事業

(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資材及び学習教材集の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。
また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有

各事業の参加者に対しては、アンケート又は報告書を提出させ、各事業に対する意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。

- 北方少年交流事業（対象：北方領土元居住者の3世等／7月）
 - ・ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等関係大臣に対し、早期解決を訴える。
 - ・ 同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。
- 北方領土問題青少年現地研修会（対象：中学生、高校生／8月・根室市）
- 北方領土問題教育指導者現地研修会（対象：中学校社会科担当教諭等／8月・根室市）
- 北方領土ゼミナール（対象：大学生／9月・根室市）
- 北方領土問題学生研究会（対象：大学生／原則年2回）
- 北方領土問題に関するスピーチコンテスト（対象：中学生）
- 北方領土青少年等啓発列車（仮称）

(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資材及び学習教材集の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。
また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有

<p>③ 北方領土問題にふれる機会の提供 <u>北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、刊行物やパンフレットのほかに、民間企業のノウハウも活用しながら、インターネット等の ICT や街頭ビジョン等を用いて、多くの国民の目にふれやすい事業を実施する。なお、実施に当たっては、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、例えば、イベントの参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集などにより、参加者等の反応や関心度を自ら把握するよう努める。</u></p> <p>(2) 北方四島との交流事業 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関</p>	<p>③ わかりやすい情報の提供 <u>刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。</u></p> <p>(2) 北方四島との交流事業 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関</p>	<p>化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。<u>さらに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。</u></p> <p>(ウ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。</p> <p>③ 北方領土問題にふれる機会の提供 <u>北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、以下の取組を実施することで、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。なお、以下の事業を実施するにあたっては、北方領土問題やその歴史などの訴求内容を事業の特性を踏まえながら適切に判断し分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、イベント参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集を実施するなどして、参加者等の反応や関心度を把握するよう努める。</u></p> <p>(ア) <u>パンフレット等の啓発用資料・資料の作成</u> (イ) <u>標語・キャッチコピーの募集</u> (ウ) <u>啓発カレンダーの作成</u> (エ) <u>街頭ビジョン等による啓発</u> (オ) <u>協会ホームページや SNS を利用して、事業実績などのコンテンツを速やかに更新するなどして情報発信を実施</u> (カ) <u>国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための「北方領土ふれあい広場」(仮称)を実施</u></p> <p>(2) 北方四島との交流事業 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受</p>	<p>化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。</p> <p>(ウ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。</p> <p>③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等を行う。 また、インターネットを活用し、積極的な情報発信に努め、協会ホームページにおいて、実施した事業の実績などのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、特に教育者や青少年にわかりやすい情報の発信に努める。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受</p>
---	--	---	---

係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

なお、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。

② 専門家交流

専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。

係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

② 専門家交流

専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。

入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。

また、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。

(削除)

① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。

② 専門家の派遣

専門家派遣として、教育専門家（中学校社会科教諭）の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。

また、日本語講師を3島（色丹、国後、択捉島）へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努め

入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。

① 試験運航の実施

相互交流事業の安定的な実施に支障のないよう、後継船舶の就航に伴う試験運航を関係者のみで実施する。

② 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。

③ 専門家の派遣

専門家派遣として、教育専門家（中学校社会科教諭）の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。

また、日本語講師を3島（色丹、国後、択捉島）へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努め

<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究 <u>調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。</u> <u>なお、活用状況を把握するなど、事後における実施効果の検証及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低いものや必要性の低下したものについては積極的に見直し改廃を図る。</u></p>	<p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 <u>「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成 19 年 12 月 18 日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成 20 年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成 24 年度を目途として長期傭船に係る本契約を締結する。</u></p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究 <u>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。</u> <u>その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</u> <u>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。</u></p>	<p>る。</p> <p>③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、実施関係団体等による協議を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究 <u>北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るために実施する調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点からテーマを検討し、真に必要な調査研究を行う。</u> <u>なお、調査研究の結果については、ホームページ等で公表し、アンケートを通じて活用状況を把握するなど実施効果を検証する。</u></p>	<p>る。</p> <p>④ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、実施関係団体等による協議を行う。</p> <p>(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 <u>「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成 19 年 12 月 18 日関係閣僚申合せ)及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき締結した協定書に従い、協定書を締結した事業者と傭船及び運航委託契約を締結する。</u></p> <p>(4) 北方領土問題等に関する調査研究 <u>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。また、選定したテーマ及び公表したレポートについて返還要求運動関係者等へのアンケートを通じて効果を検証し、より分かりやすいレポート等の作成に努める。</u> <u>その他、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する。</u> <u>なお、国際シンポジウムについては、開催することとする。</u></p>
--	--	---	---

<p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7) 元島民等が行う研修活動や署名活動等を支援する。</p> <p>(4) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</p> <p>① 融資制度の周知</p> <p>融資の内容及び手続き並びに借入資格の</p>	<p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。</p> <p>(4) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</p> <p>① 融資制度の周知</p> <p>融資の内容及び手続き等並びに平成</p>	<p>(4) 元島民等の援護等に関する事項</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p> <p>また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行うとともに、元島民の後継者の育成及び組織連携の強化、活動の推進等を目的とした元島民の後継者が行う活動について支援する。</p> <p>(4) 元島民等により構成される団体が、元島民等が所有する貴重な北方領土関連資料を収集・保存する事業及び広く一般国民に伝えることを目的に収集した資料をホームページへ掲載するとともに、DVDを含む記録集や写真パネルを作成する事業に対し支援を行う。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。</p> <p>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>① 融資制度の周知</p> <p>融資対象者が多く居住する道内及び富</p>	<p>(5) 元島民等の援護等に関する事項</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。</p> <p>また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。特に、元島民後継者の組織化・活性化を図るため、「後継者活動委員会(仮称)」の設置等、元島民後継者の活動について支援する。</p> <p>(4) 元島民等により構成される団体が、これまでに収集保存した戦前の貴重な北方領土の写真と自由訪問、北方墓参等の機会に撮影した現在の北方領土の写真との移り変わりを中心に編集したCD-ROMや啓発パネルを作成する事業に対し支援を行う。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。</p> <p>その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。</p> <p>(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>① 融資制度の周知</p> <p>融資対象者が多く居住する道内及び富</p>
--	--	--	---

承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。

② 関係金融機関との連携強化

制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関（転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。）との連携を一層強化する。

③ 事業結果の分析・検証

融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、法の趣旨に照らして融資メニューの見直しを検討する。

④ 融資資格承継の的確な審査

融資資格の承継手続を行う際には、法の趣旨に照らして、引き続き的確な審査を実施する。

⑤ リスク管理債権の適正な管理

電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ず

20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。

② 関係金融機関との連携強化

制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関（転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。）との連携を一層強化する。

(追加)

(追加)

③ リスク管理債権の適正な管理

電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ず

山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会合等を活用し、以下について周知の徹底を図る。

・ 融資内容及び手続の方法について

・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について

また、承継手続ができる可能性の高い世帯に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続を促す。

② 関係金融機関との連携強化

制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。

○ 漁業協同組合担当者会議（4月札幌）

○ 関係機関実務担当者会議（4月札幌）

③ 事業結果の分析・検証

融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、必要に応じて融資メニューの見直しを検討する。

④ 融資資格承継の的確な審査

法の定める承継要件の確認を戸籍謄本等の公証やその他必要書類を申し受けることにより確実にいき、引き続き的確な審査を実施する。

⑤ リスク管理債権の適正な管理

電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずるこ

山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。

・ 平成23年4月の貸付限度額変更及び生前承継認定基準改正等の内容をはじめとする融資内容及び手続きの方法について

・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について

また、承継手続きができる可能性の高い世帯に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続を促す。

② 関係金融機関との連携強化

制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。

○ 漁業協同組合担当者会議（4月札幌）

○ 関係機関実務担当者会議（4月札幌）

③ リスク管理債権の適正な管理

電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずるこ

ることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。

(削除)

⑥ 法人資金の停止
引き続き法人資金の貸付を停止する。

ることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。

また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。

・平成 20 年度当初から法人資金の貸付を停止すること。

ことにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅 (うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金) の各資金については、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人情報情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。

(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合（リスク管理債権比率）を全国預金取扱金融機関の 23 年度末平均比率 3.02% 以下に抑制する。

(イ) 更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の 90% 以下 (29,692 千円以下) に抑制する。

(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結（対象者の 80% を達成目標とする）し、債権保全を強化する。

(エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金 のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の 90% 以下 (46,141 千円以下) に抑制する。

④ 融資業務研修会の開催

元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。

⑤ 法人資金の停止
引き続き法人資金の貸付を停止する。

ことにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人情報情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。

(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合（リスク管理債権比率）を全国預金取扱金融機関の 22 年度末平均比率 2.99% 以下に抑制する。

(イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の 90% 以下に抑制する。

(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結（対象者の 80% を達成目標とする）し、債権保全を強化する。

(エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金 については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の 90% 以下に抑制する。

④ 融資業務研修会の開催

元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。

<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間5千万円とする。</p> <p>【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間14億円とする。</p> <p><u>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</u> <u>該当なし</u></p> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p> <p>7. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかり</p>	<p>・ <u>住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。</u></p> <p>・ <u>主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間5千万円とする。</p> <p>【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間14億円とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p> <p>6. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかり</p>	<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を5千万円とする。</p> <p>【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を14億円とする。</p> <p><u>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</u> <u>該当なし</u></p> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p> <p>7. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかり</p>	<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を5千万円とする。</p> <p>【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を14億円とする。</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p> <p>6. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかり</p>
---	---	---	---

やすい情報提供の充実等に充てる。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。

(単位：百万円)

施設名（所在地）	予定額	財源
羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)	54	施設整備費補助金

(2) 人事に関する計画

① 方針

職員の適性を的確に把握し、適性に合った人員配置を行う。

業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。特に、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルを考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。

② 人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。

(参考1)

- 1) 期首の常勤職員数 17人
- 2) 期末の常勤職員数 17人

(参考2) 中期計画期間中の人件費総額
中期目標期間中の人件費総額見込み

【法人単位】937百万円（非常勤役員報酬を除く）

やすい情報提供の充実等に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。

(単位：百万円)

施設名（所在地）	予定額	財源
①北方館（根室市納沙布岬）	79	施設整備費補助金
②別海北方展望塔（別海町尾岱滑沼）	64	施設整備費補助金

(2) 人事に関する計画

① 方針

職員の適性を的確に把握し、適性に合った人員配置を行う。

業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。

② 人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。

(参考1)

- 1) 期首の常勤職員数 18人
- 2) 期末の常勤職員数 17人

(参考2) 中期計画期間中の人件費総額
中期目標期間中の人件費総額見込み

【法人単位】990百万円（非常勤役員報酬を除く）

やすい情報提供の充実等に充てる。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。

(単位：百万円)

施設名（所在地）	予定額	財源
羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)	54	施設整備費補助金

(2) 人事に関する計画

職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。

業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。特に、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルを考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。

やすい情報提供の充実等に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

該当なし

(2) 人事に関する計画

職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。

業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。

<p><u>(3) 中期目標期間を超える債務負担</u> <u>中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(3) 中期目標期間を超える債務負担</u> <u>中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>(4) 情報セキュリティ対策</u> <u>政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(4) 情報セキュリティ対策</u> <u>政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>